

経済安全保障分野にセキュリティ・クリアランス制度を導入し、厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することに反対する意見書

2024年（令和6年）1月18日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

当連合会は、法形式の如何を問わず、経済安全保障分野にセキュリティ・クリアランス制度を導入し、特定秘密の保護に関する法律（以下「秘密保護法」という。）並みの厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することについては、国民的な議論を経た上で、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（以下「ツワネ原則」¹という。）に則し、少なくとも次の各項目について定めるなど、国民の知る権利及びプライバシー権が侵害されない制度的な保障がなされない限り、反対する。

- ① 政府の違法な行為を秘密指定してはならないと法定すること
- ② 公共の利害にかかわる事項を明らかにしたことによってジャーナリストや市民が刑事責任を問われることがないこと
- ③ 適正な秘密指定がなされているかどうかをチェックするための政府から真に独立した機構を作ること
- ④ 一旦秘密に指定した事項が期間の経過等によって公開される仕組みを作ること

意見の理由

1 経済安全保障法の制定とその問題点

2022年5月11日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障法」という。）が成立した。この法律は、(1)特定重要物資の安定的な供給（サプライチェーン）の強化、(2)外部か

¹ 「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）とは、南アフリカ共和国のツワネに集まった70箇国以上の500人を超える安全保障と国際法の専門家たちにより作成され、2013年6月に公表された、実務的ガイドラインである。「国家安全保障上の理由による情報非公開」が、いかなる場合に許容されるか等について定め、国民の基本的な権利である知る権利及びプライバシー権が侵害されない制度的な保障などを求めている。

らの攻撃に備えた基幹インフラ役務の重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、(3)先端的な重要技術の研究開発の官民協力、(4)特許出願の非公開の4本柱で構成されている。

当連合会は、同年7月25日に「経済安全保障法について政府に対して、法の実施過程において説明責任を尽くし慎重な運用を求める会長談話」を公表した。この会長談話では、経済安全保障法の根本的な問題点として、①法の根幹に関わる「経済安全保障」そのものに定義がないこと、②多くの重要概念が政令・省令と政府の決める「基本方針」に委ねられ、規制内容が法律だけを見ても分からないこと、③政省令等への委任箇所は約130箇所を数え、法の適用過程について予測可能性が保障されていないこと等を指摘した。さらに、前記の4本柱それぞれについて生じ得る問題点を具体的に指摘した上で、政府に対し、経済安全保障法の実施過程において、事業者及び市民の意見を幅広く聞き、説明責任を尽くし、慎重に運用することを求めたものである。

2 「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の中間論点整理

(1) 有識者会議の中間論点整理

これまで、経済安全保障分野における国際共同研究に際し、日本に包括的なセキュリティ・クリアランス制度²(以下「SC制度」という。)がないことが情報共有の障壁となっており、この障壁を取り除くためにSC制度を導入する必要があるとされてきた。

そして、経済安全保障法の国会審議における附帯決議、その後2022年12月に閣議決定された国家安全保障戦略における政府方針、それらを受けた2023年2月14日開催の経済安全保障推進会議での内閣総理大臣の指示により、経済安全保障分野におけるSC制度のニーズや論点等を専門的見地から検討するために有識者会議が設置され、同年6月6日に有識者会議の中間論点整理(以下「中間論点整理」という。)が公表された。この中間論点整理によれば、経済安全保障分野における情報保全について、SC制度の導入にとどまらず、大規模な法改正が準備されていることがわかる。

(2) 経済安全保障分野における情報漏えいを厳罰によって取り締まる法制度が準

² セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(CI: Classified Information)にアクセスする必要がある者(政府職員及び必要に応じ民間事業者等の従業者)に対して政府による調査を実施し、当該者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である(中間論点整理1頁)。

備されている

- ① 中間論点整理では、経済安全保障分野の情報保全制度の方向性について、次のとおり整理されている(中間論点整理5頁)。

「特定秘密保護法においては、政府が特定秘密として指定できる情報の範囲は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野に関する一定の要件を満たす事項に限られているが、例えば、経済制裁に関する分析関連情報や経済安全保障上の規制制度における審査関連の情報、サイバー分野における脅威情報や防御策に係る情報、宇宙・サイバー分野等での政府レベルの国際共同開発にもつながり得る重要技術情報といった情報などの中には、政府として、上記4分野と同様又はそれに準ずるものとして厳格に管理すべき情報もあると考えられるところ、経済関係省庁等も含めて政府内で議論を深め、上記4分野との整理も含め情報指定の範囲についての検討を深めるべきである。」

- ② この中間論点整理に基づいて、どのような法制度が想定されているかを検討すると、一つの可能性としては、経済安全保障分野を秘密保護法の中に取り込む方法が考えられる。

経済安全保障分野の情報は、上記①に述べたとおり政府と民間にまたがるものであるが、2023年7月30日の新聞報道では、SC制度の法制化に向けて、秘密保護法を改正する案が政府内で浮上していることを複数の政府関係者が明らかにしたと報じている。

これに対し、経済安全保障担当大臣は、同年8月1日の閣議後の会見で、経済安全保障に関するSC制度の創設に関し、秘密保護法で対応することは考えておらず、経済安全保障法に新たに章立てすることを考えているが、秘密保護法と全く関係がないわけではなく、例えばポータビリティ³の問題がある、という趣旨の発言をした。

この経済安全保障担当大臣の発言等によれば、法案そのものは経済安全保障法の改正案として位置付け、SC制度その他の経済安全保障分野の情報保全に関連する部分は経済安全保障法に新たな章立てをし、ポータビリティその他の秘密保護法とも関連し得る部分は、関連する法制度の一つとして秘密

³ ポータビリティとは、政府の重要な情報にアクセスし得る限られた者を特定するための、信頼性の確認に係る調査結果が一度得られれば、一定の有効期間の間、当該調査結果が組織や部署を超えて有効であること。例えば、政府職員が政府内の異動や政府から民間事業者等への異動を経ても結果が有効、あるいは、民間事業者等において、他の所管行政機関や契約にも当該調査結果が有効であること等が含まれ得る(中間論点整理6頁)。

保護法を改正することが計画されていると想定される。

- ③ また、有識者会議は、以下のとおり、経済安全保障分野の情報保全制度として「諸外国に通用する制度」を目指すとしている（2023年3月14日開催の第2回会議・資料1「第1回会議の議論の整理（主なポイント）」）。

「・米国の制度を参考にすべき。米国より緩い制度では、情報共有ができず現実に機能しない。

・諸外国との実質的同等性という意味では、他国から罰則や審査の在り方に関心が向けられる。」

このように、経済安全保障分野について、米国をはじめとする同盟国と実質的に同等で、同盟国から「信頼されるに足る実効性のある制度」を確保することが指向されている。例えば、第6回の議事要旨（10頁）の中で、委員から「今回の制度を考える際、法定刑のマックスは特定秘密保護法並びになろう。なぜなら国家秘密だからである。アメリカでは軍人の場合には最高で死刑だが、20年を超える刑が課された事件もあった。我が国における5年や10年という刑罰が何を意味するかといえ、それは実刑を担保する意図だと思われる。今回の制度についても、経済安全保障に関わる重要な制度であるため、刑罰の上限は特定秘密保護法と同じにするのが妥当であり、これより軽くすると国際的信頼性を損なうおそれがある」との発言がなされ、これに反対する意見も出されていない。このように、秘密保護法並みの厳罰化が指向されていることがうかがわれる。

- ④ 以上のとおり、有識者会議の議論ないし中間論点整理では、経済安全保障分野における情報漏えいを厳罰によって取り締まる法制度が準備されている。

そして、経済安全保障担当大臣の説明のとおり、経済安全保障分野の情報保全制度を秘密保護法に取り込まないとすれば、秘密保護法の制定時に野党や市民の批判に応え、秘密保護法制が恣意的なものとならないように用意した、秘密の指定制度、違法秘密の指定禁止（ただし、法令ではなく運用基準による。）、衆参両議院の情報監視審査会や独立公文書管理監による秘密指定の監督など秘密保護法による規制さえ受けないこととなる可能性がある。秘密保護法制において情報監視審査会や独立公文書管理監などが果たしている役割を考慮しても、弊害はより大きなものとなると言わなければならない。

- (3) 法規制の強化は経済安全保障法を超えた多方面に及ぶ

中間論点整理によれば、秘密保護法あるいは新たな秘密保護法制において前

記の経済安全保障分野を対象に法規制を強化することは必須とされている。「経済制裁に関する分析関連情報や経済安全保障上の規制制度における審査関連の情報」、「サイバー分野における脅威情報や防御策に係る情報」、「宇宙・サイバー分野等での政府レベルの国際共同開発にもつながり得る重要技術情報」なども、この秘密保護法あるいは新たな秘密保護法制の対象とすることが検討されている（中間論点整理 5 頁）。

(4) 秘密保護法制の複層化・多段階化が示されている

日本の秘密保護法制の下では、秘密保護法における「特定秘密」や国家公務員法における「職務上知ることのできた秘密」のように守秘義務の対象とされる秘密は単層（単一のもの）とされているが、中間論点整理では、秘密指定の複層化・多段階化が示されている。「トップ・シークレット（機密）」「シークレット（極秘）」「コンフィデンシャル（秘）」の三段階化が検討されており、これまで「取扱注意」とされていたにすぎない情報でも、漏えいに対する罰則付きの「コンフィデンシャル（秘）」とされる可能性がある（中間論点整理 5 頁。この「コンフィデンシャル（秘）」とされる情報の漏えいをどのように法的に位置づけるのかについては、現段階では明確ではない。）。

(5) 民間に対する秘密保護法制の大幅な拡大が計画されている

中間論点整理によれば、SC制度は民間人に対して幅広く適用されることとなる（中間論点整理 2 頁）。

すなわち、サプライチェーンや基幹インフラに関与する多数の民間事業者、先端的・重要なデュアルユース技術の研究開発に関与する大学・研究機関・民間事業者の研究者・技術者・実務担当者が、SC制度のための適性評価（信頼性の確認）の対象となることが想定されている。秘密保護法における適性評価制度の内容に照らすと、それらの者の家族・同居人なども適性評価を受ける可能性がある。

また、情報保全の対象となる産業は防衛産業にとどまらず、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報の共有を、政府から受ける意思を示した民間事業者等に広く及ぶことから、情報保全の厳格な対応を確保するため、民間事業者等が政府との間で遵守すべき事項を包括的に規定する、米国の「国家産業保全計画」及びその運用マニュアルを参考にしながら検討を深めることが必要とされている（中間論点整理 6 頁）。

(6) 人権保障に関わる多くの関連法が改正されようとしている

さらに、民間企業に組織的な秘密保護制度・計画を導入することから、特定

秘密等に関わる政府職員等にとどまらず、民間までを含めた、ポータビリティのある信頼性の確認手続の導入も目指されている（中間論点整理6頁）。そして、信頼性の確認のための調査とプライバシーの関係や従業者の処遇への影響の考慮を含めた労働法令との関係を十分踏まえ、適切な形で整理を行うとされ、個人情報保護や労働の分野に係る法令の改廃の可能性もある（中間論点整理7～8頁）。

中間論点整理の最後には、今後の法的課題として、公文書管理に関わる諸制度、原子炉等規制法、営業秘密制度（不正競争防止法）、特許出願非公開制度、輸出管理制度等をも検討対象とすることが示されており、日本の情報保護法制の全般に及ぶ多数の法制度を改定する可能性がある（中間論点整理8頁）。

3 経済安全保障などの広範な適用対象に厳罰を伴う秘密保護法制を拡大すること の人権保障上の問題点

(1) 官産学共同の情報統制が進むことになりかねないこと

中間論点整理が想定している経済安全保障分野の情報保全制度の最大の問題点は、国や防衛産業・特定重要物資のサプライチェーンに関連する企業、重要14業種の基幹インフラ事業だけでなく、デュアルユースの先端技術研究までを厚い秘密のベールで覆う、膨大な束ね法案すなわち「拡大秘密保護法案」であるということである。これにより、日本経済の国家による統制が強化され、官産学共同の情報統制が進むことになりかねない。

当連合会が秘密保護法の制定時に同法に反対する根拠として援用したツワネ原則の冒頭には、「本原則が起草された背景と理論的根拠」と題して次のように説明が付されている。

「国家安全保障と国民の知る権利は、しばしば、対立するものとみなされる。政府は国家安全保障上の理由から情報を秘密にしておきたいと望み、一方で国民には公権力が保有する情報に対する権利がある。この2つの事柄の間には、時として緊張関係が存在する。しかしくもりのない目で近年の歴史を振り返ると、正当な国家安全保障上の利益が最大に保護されるのは、実際には、国の安全を守るためになされたものを含めた国家の行為について、国民が十分に知らされている場合だということがわかる。

国家の行為を国民が監視することができ、情報にアクセスすることができるようになれば、公務員の職権乱用を防ぐだけでなく、人々が国の方針決定に関与できるようになる。つまり情報へのアクセスは、真の国家安全保障、民主的参加、健全な政策決定の極めて重要な構成要素である。そして、人権

の行使が完全に保障されるためには、ある一定の状況下では、正当な国家安全保障上の利益を守るために情報を秘密にすることが必要な場合があり得る。

多くの国において、ひとたび国家安全保障が持ち出されると、司法が政府の主張に対して極めて従順になり、独立性をほとんど失ってしまうという事実があり、このことが、国家安全保障と国民の知る権利のバランスを正しく保つことをますます困難にしている。国の安全に対するほんのわずかな脅威の提示や、脅威があるという政府の単なる主張があれば、情報への権利や、通常の証拠規則や被告人の権利に例外を設ける治安法を持つ国が多く、そのような法律も政府への追従に拍車をかけている。国の安全が脅かされていると政府が過剰に主張すれば、政府の暴走を防ぐために作られた主なしくみ(裁判所の独立、法の支配、立法府による監視、メディアの自由、開かれた政府)の機能を大幅に損ねてしまうおそれがある。

本原則は、上述したような積年の難題に応えるものであり、また、近年かなり多くの国が、情報の非公開制度とその関連法を作成・修正し始めているという現実に対応するものである。」

このように、経済的な安全保障に関わる広汎な分野の情報が秘密とされ、関連する技術者や研究者、さらには市民を監視するシステムが構築されると、政府の暴走を防ぐために作られた主な仕組み(裁判所の独立、法の支配、立法府による監視、メディアの自由、開かれた政府)の機能を大幅に損ねてしまうおそれがある。

例えば、この新しい情報保全制度によって、先端的なA I技術や次世代革新原子炉等に関わる情報など、広く公衆による討議に付することが適切な情報などが秘密のベールに覆われ、その検証が難しくなることが想定される。

(2) 公務員だけでなく民間企業・大学・研究機関で働く技術者・研究者が秘密保護義務を課され、プライバシーを侵害されること

また、新しい情報保全制度の下では、サプライチェーンや基幹インフラに関する多数の民間事業者、先端的・重要なデュアルユース技術の研究開発に関する大学・研究機関・民間事業者の研究者・技術者・実務担当者が、S C制度の対象とされ、適性評価を受けることが想定される。さらには、秘密保護法における適性評価制度の内容に照らすと、それらの者の家族・同居人なども適性評価を受ける可能性がある。秘密情報を現に取り扱う担当者ばかりでなく、担当者に関連する人々までが広範にプライバシーを侵害されるおそれがある。

適性評価を受けるか否かは「任意」とされるが、これを拒めば、企業等が取

り組む研究開発や情報保全の部署から外されたり、企業等の方針に反するものとして人事考課・給与査定等で不利益を受けたりする可能性も否定できない。

(3) 中小企業者及びその従業員・家族等が適性評価を受けることにより営業活動の萎縮をもたらし営業の自由が侵害されるおそれがあること

とりわけ、サプライチェーンや基幹インフラを取り扱う中小企業者及びその従業員・家族等が適性評価を受けるとなると、それによって過大なコストや費用を生じさせることになる。また、当該中小企業者等が秘密保護義務を課される範囲を自律的に判断することは、企業規模からしても困難である。また、大川原化工機事件⁴のようなえん罪事件も起きており、結果として、中小企業者等の営業活動の萎縮をもたらし、営業の自由もまた侵害されるおそれがある。

4 秘密保護法の根本的な欠陥は残されたままである

国連自由権規約委員会は、第6回（2014年）及び第7回（2022年）の日本政府報告書審査で、秘密保護法について、①特定秘密の対象となる情報カテゴリーを明確にすること、②国家の安全という抽象的な概念により表現の自由を制約するのではなく自由権規約第19条第3項に則った制約となるようにすること、③公共の利益に関する情報を流布することにより個人が処罰されないことを保障することを、政府に求め続けている。

当連合会が指摘してきたとおり、秘密保護法には以下のような根本的な欠陥があり、それらは残されたままである⁵。

まず、秘密保護法では、秘密指定の要件が曖昧であり、政府の違法行為を秘密に指定してはならないことも明記されていない。アメリカの場合は、大統領令で秘密指定の要件、違法秘密の指定禁止を明確に定めている。秘密指定の要件については、軍事情報や外国政府情報など一定の類型に該たる情報であること、開示により生じる国家安全保障上の損害が具体的に特定等されること、指定の際に機密解除を行う日又は条件が定められること等が明記されている（大統領令第1.5条(a)項）。また、法令の違反、政府の過誤の秘匿、競争を制限する等の目的で秘密指定することはできないことが明記されている（大統領令第1.7条(a)項）。こ

⁴ 大川原化工機事件とは、犯罪が成立しない事案について、会社の代表者らが逮捕・勾留され、検察官による公訴提起が行われ、約11か月もの間身体拘束された後、公訴提起から約1年4か月経過し第1回公判の直前であった2021年7月30日に検察官が公訴取消しをしたえん罪事件。

⁵ 当連合会は、2014年9月19日付け「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」において、ツワネ原則を満たさない特定秘密保護法の問題点を指摘している。また、当時の野党は第186回国会で、特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案を国会に提出していた。

れに対して、日本政府は、市民の反対を受けて、秘密保護法の運用基準に違法秘密指定の禁止を盛り込んだが、運用基準は法令ではなく、法的な拘束力のあるものとはならなかった。

また、公務員だけでなく、ジャーナリストや市民も独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰される可能性があり、最高刑は懲役10年の厳罰である。秘密保護法第22条第2項は「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定したが、この規定によって保護されるのは、職業的ジャーナリストに限られる。政府の違法行為を暴いた内部告発者や市民を守る仕組みもない。

さらに、秘密保護法の運用の監視については、独立公文書管理監と衆参両議院の情報監視審査会によるものにとどまり、実効的な秘密指定解除の仕組みを欠いている。

これに対して、アメリカでは複数の秘密指定解除の仕組みがある。そこで重要な役割を担っているのが情報保全監察局（ISOO：Information Security Oversight Office）と省庁間機密指定審査委員会（ISCAP：Interagency Security Classification Appeals Panel）である。

情報保全監察局は、国立公文書館の部局として設置されている。情報保全に関する行政監察権限とともに、行政機関に対する機密解除請求権が付与され、その活動により、多くの国家機密の指定を解除させてきた⁶⁷。情報保全監察局の職員にはノーリターナルルール⁸が適用され、その結果、対象秘密について深い知識を有する職員が、独立の立場で解除判断に関わることが確保されている。

また、省庁間機密指定審査委員会は、機密指定に関して重大な役割を担う行政機関の代表者（国務省、国防総省、司法省、国立公文書館、国家情報官室及び国

⁶ 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務課「諸外国における国家秘密の指定と解除—特定秘密保護法案をめぐる—」（調査と情報806号（2013年10月31日）6頁）

⁷ 情報保全監察局の「2015 REPORT TO THE PRESIDENT」10頁及び14頁によると、2015年に自動秘密指定解除により秘密指定解除されたのは3,604万2,022頁、体系的秘密指定解除審査により秘密指定解除されたのは70万6,859頁、裁量的秘密指定解除審査により秘密指定解除されたのは3万708頁である。また、強制的秘密指定解除審査により、全体として秘密指定解除されたのが24万717頁、一部解除されたのが10万9,349頁となっている。

⁸ ノーリターナルルールとは、秘密指定の実効的な監視は行政情報に精通した行政内部の者によるのがふさわしいが、他方で、数年の監視業務後に元の組織に戻るような人事異動のローテーションが組まれていると、元の組織に戻ったときの自分に対する周囲の者の対応を予測し監視業務を自己抑制せざるを得なくなるため、元の職場に戻ることをしない定年退職者等をもって秘密指定の監視業務に当たらせる人事上のルールをいう。

家安全保障問題担当大統領補佐官から同委員会の構成員として任命された幹部レベルの代表者並びに必要なに応じ中央情報局長官が指名する非常任の代表者)による合議制機関であり、審査請求に対する裁決等を行う⁹。

秘密保護法には、このようなアメリカの秘密保護法制で重要な要素とされている実効的な秘密指定解除の仕組みは取り入れられていない。中間論点整理でも上記のような秘密保護法の問題点を払拭しようという視点は全くない。秘密保護法の根本的欠陥はいずれも残されたまま、これを経済安全保障分野に拡大しようとしているのである。

5 装備品等開発・生産基盤強化法の秘密保護規定の罰則も引き上げられる可能性がある

2023年6月には「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」(以下「装備品等開発・生産基盤強化法」という。)が成立した。同法では、防衛大臣が「装備品等秘密」を指定して、装備品等契約を結んだ企業の従業員に守秘義務を課し、これを漏らした場合、(1)サプライチェーンについて報告又は資料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処し(同法第37条)、(2)装備移転支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者と装備品等秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するとしている(同法第38条)。

当連合会は、本年5月26日付け会長談話で、同法案による装備品等秘密の保護制度について、「罰則による情報統制を武器産業従事者にまで広く拡大するものである」、「装備品等契約における秘密・・・を違法な秘密指定等により過度に保全すれば、市民の知る権利と表現の自由が侵害される」などと、その問題点を指摘した。その上で、同法案の審議に当たり、第三者機関による監視措置を設けるなど違法な秘密指定等を防ぐ手立てについて十分な審議を尽くすことを求めたが、同法にそのような手立てがされることはなかった。

政府が準備しているSC制度を含む情報保護法制では、秘密保護法の改正が行われるか否かにかかわらず、装備品等開発・生産基盤強化法に含まれている上記の秘密保護規定についても、違反した場合の拘禁刑が最高10年程度まで引き上げられる可能性がある。

6 結論

中間論点整理と経済安全保障担当大臣の記者会見における発言などからは、経

⁹ 前掲「調査と情報」6頁

経済安全保障分野について、秘密保護法を改正してその中に取り込むか、あるいは経済安全保障法の罰則の法定刑を秘密保護法並みに上げるなど、その法形式の如何を問わず、経済安全保障分野にSC制度を導入し、秘密保護法並みの厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することを内容とする新たな情報保護法案が準備され、2024年の通常国会に提出されることが見込まれる。

当連合会は、秘密保護法の制定に強く反対し、秘密保護法の制定後も、繰り返し、その根本的な問題を指摘しつつ、廃止を求めてきた。また、仮に国民的な議論を経た上で法律が必要とされる場合であっても、ツワネ原則に則し、国民の知る権利及びプライバシーの保護の規定を明文化すべきであるとしてきた（2014年9月19日付け「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」など）。

現在、政府が準備しているSC制度を含む新たな情報保護法制についても、国民の知る権利を侵害し、情報公開や国会の行政監視機能を阻害するおそれがあることは、秘密保護法と全く同様である。

仮に、経済安全保障分野について、国民的な議論を経た上で限定的な秘密保護法制が必要とされる場合でも、ツワネ原則に則し、少なくとも意見の趣旨に記載した①から④までの項目について定めるなどして、国民の知る権利及びプライバシー権の保護のための制度的保障を明文化すべきである。当連合会は、このような制度的保障のないまま、その法形式の如何を問わず、経済安全保障分野にSC制度を導入し、秘密保護法並みの厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することに反対する。

以上